

第 5 1 号議案

福井県教職員顕賞規程の一部改正について

別紙のとおり、福井県教職員顕賞規程(平成 16 年 12 月 10 日福井県教育委員会訓令第 13 号)の一部改正を行う。

平成 2 9 年 3 月 1 6 日提出

教育長 森近悦治

提 案 理 由

「文部科学大臣優秀教職員表彰」の実施要項が平成 2 8 年 9 月 2 0 日付けで改正されたため、その推薦条件となる「福井県教職員顕賞規程」第 6 条「ふくい優秀教職員表彰」について、所要の改正を行う。

福井県教職員顕賞規程の一部改正について(案)

1 改正の理由

「文部科学大臣優秀教職員表彰」の実施要項が平成28年9月20日付で改正され、その推薦条件となる福井県教職員顕賞規程第6条「ふくい優秀教職員表彰」について改正する必要があるため。

2 改正内容

- (1) 表彰対象者に、個人だけでなく、教職員組織(学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位)を追加する。
- (2) 「部活動」分野を「特別活動、部活動の指導による、児童生徒の育成」に改める。
- (3) 「学校運営の改善」分野の中の一項目であった「地域との連携・協働の推進」を一つの分野とする。
- (4) 「学校運営の改善」分野に、「勤務環境の改善」の項目を加える。
- (5) 「ユネスコ活動や国際理解」分野を新設する。

3 施行期日

平成29年4月1日

福井県教職員顕賞規程

(平成16年12月10日福井県教育委員会訓令第13号) 新旧対照表

改正案	現行
第6条 ふくい優秀教職員表彰は、第2条第1号または第2号に掲げる職員のうち、次の各号のいずれかの分野において、顕著な成果をあげた者<u>または教職員組織(学校単位または校長の指揮監督下にある分掌単位)</u>に対して授与する。 (1) 学習指導 (2) 生徒指導、進路指導 (3) 学校体育、学校保健、学校給食 (4) <u>特別活動、部活動の指導による、児童生徒の育成</u> (5) 特別支援教育 (6) <u>地域との連携・協働の推進</u> (7) <u>ユネスコ活動や国際理解</u> (8) <u>学校運営の改善(学校事務の機能強化や勤務環境の改善等)</u> (9) その他(学校教育等において、他の教職員の模範となるような実践等)	第6条 ふくい優秀教職員表彰は、第2条第1号または第2号に掲げる職員のうち、次の各号のいずれかの分野において、顕著な成果をあげた者に対して授与する。 (1) 学習指導 (2) 生徒指導、進路指導 (3) 学校体育、学校保健、学校給食 (4) 部活動 (5) 特別支援教育 (6) 学校運営の改善(地域との協働の推進、学校事務の機能強化等) (7) その他(学校教育等において、他の教職員の模範となるような実践等)